

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和7年4月17日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について

処分理由

令和7年4月1日付け組織改正に伴い、規程の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要したので専決処分したもの。

専決第3号

参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について

別紙のように、参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令を制定することについて、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、専決処分する。

令和7年4月1日

芦屋市教育長 野 村 大 祐

参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令

参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程（昭和63年芦屋市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
所属	職	分掌事務		所属	職	分掌事務	
教育部	(略)	(略)		教育部	(略)	(略)	
教育統括室	(略)	(略)		教育統括室	(略)	(略)	
学校教育室	主幹〔幼稚園教育担当課長〕	保健安全・特別支援教育課の分掌事務のうち市立幼稚園の組織、編成、教育課程及び園児への指導に関すること。					
学校教育改革推進室	主幹〔学校教育改革統括担当課長〕	学校教育改革推進室の分掌事務のうち (1) 学校教育改革施策の企画立案に関すること。 (3) 探究的な学びの推進に係る調整及び進行管		学校教育改革推進室			

改正後		改正前	
	理に関すること。 (4) <u>部活動地域展開の調整及び進管理に関すること。</u> (5) <u>教員の働き方改革の調整及び進管理に関すること。</u> (6) <u>学校と地域との連携・協働体制の調整及び進管理に関すること。</u> (7) <u>その他学校教育改革施策の調整及び進管理に関すること。</u>		
	主幹〔学校教育改革推進担当課長〕	主幹〔学校教育改革推進担当課長〕	学校教育改革推進室の分掌事務
管理課	主査〔学事担当〕		
	主査〔施設担当〕・主査〔幼保連携担当〕	主査〔施設担当〕～主査〔幼保連携担当〕	(略)
社会教育推進課～学校教育課	(略)	(略)	(略)
保健安全・特別支援教育課	主査〔保健安全担当〕		
	保健安全・特別支援教育課の分掌事務のうち学校保健体育に関すること並びに学校の安全及び防災教育に関すること。		
	主査〔特別支援教育担当〕～主査〔給食	主査〔特別支援教育担当〕～主査〔給食	(略)

改正後		改正前	
担当]			担当]

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。